

第2回 第5次富士宮市総合計画審議会議事録

令和3年7月6日（火）午後1時15分から
富士宮市役所7階710会議室

出席者

総合計画審議会：濱岡節子委員、杉山厚吉委員、古川日出男委員、河原崎信幸委員、小川登志子委員、小林純一委員、清功委員、永松清明委員、土屋正純委員、石川俊秋委員、伏見由治委員、渡井政行委員、藤平大委員、青木直己委員、大河原忠委員、佐野信浩委員、森岡恵美子委員、恒川隆生委員、山本勝則委員、稲葉光泰委員、朝日康典委員、小野麗佳委員、藁科可奈委員（23名）

欠席 水村裕子委員

市：篠原晃信部長、杉浦真課長、佐野和也室長、市川祐介係長、花田里実、服部直也
ランドブレイン(株)：永井章子

1 開会

篠原企画部長：

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

審議会に入る前に2点報告をさせていただきます。

初めに、6月11日の第1回審議会に欠席でございました稲葉光泰委員様が本日出席をいただいておりますので、一言自己紹介をいただければと思います。

稲葉様、よろしくお願いいたします。

稲葉委員：

どうも皆さん、こんにちは。JA富士宮の代表理事の稲葉光泰と申します。第1回の折には会議が重なっておりまして欠席いたしました。誠にご無礼を申し上げます。

私は、杉田の生まれで杉田の育ちでございます。以後よろしくお願いいたします。

篠原企画部長：

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日のご欠席の委員をご報告させていただきます。水村裕子委員が欠席となっております。

次に、資料の確認をお願いいたします。

本日、机の上に、前回の議事録と「基本目標別質疑用紙」、資料2及び資料3の差し替えページを置かせていただいております。

まず、「基本目標別質疑用紙」でございますが、この後の議事であります後期基本計画（案）の審議の中で、質疑のお時間を設けてございますが、時間が限られている関係上、全ての質疑や要望などにお答えできなかった場合に、書面にて対応していただく用紙となります。

また、資料2及び資料3について、該当部分の資料の差し替えをお願いいたします。

なお、本日は後期基本計画（案）審議ということで、事前にご郵送させていただいた資料を使用いたします。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局で予備を置いておりますので、挙手にてお願いをいたします。よろしいでしょうか。もし何かありましたら、また事務局のほうに声をかけてください。

それでは、ただいまより、第2回富士宮市総合計画審議会を開会いたします。

ここからは、恒川会長に進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

2 議事

後期基本計画（案）審議

恒川会長：

それでは、早速会議を始めたいと思います。

本日の議事は、後期基本計画（案）審議の1件です。

なお、後期基本計画（案）の審議は、基本目標ごとに行いたいと思います。本日7月6日は、基本目標1【環境】から基本目標4【教育文化】までの審議を行い、来週7月12日の第3回審議会では、基本目標5【都市整備】から基本目標7【市民参加・行財政】の審議を行いたいと思います。

それでは、初めに、基本目標1「富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり」【環境】について、事務局からご説明をお願いいたします。

・基本目標別計画の見方

杉浦企画戦略課長：

企画戦略課長の杉浦と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、後期基本計画（案）の説明に入る前に、少しお時間をいただきまして、初めに、今回の後期基本計画（案）の作成を進める中で留意した点、そして、本日も用意をさせていただきました後期基本計画（案）の見方について、簡単に説明をさせていただきます。

初めに、後期基本計画（案）の策定を進める中で留意した点でございますが、この後期基本計画（案）は、第5次富士宮市総合計画が10か年の基本構想に基づく計画であることを前提に、残りの4年間において必要となる要素を、これまでの前期の計画期間

における社会情勢の変化、新たなニーズと課題、そして、前期の取組の達成状況、そういったものを考慮する中で、前期基本計画に追加もしくは前期基本計画を修正するといった形を取らせていただきました。

その結果、前期基本計画と後期基本計画（案）の施策、成果指標、この見直しにつきましては、前期基本計画では、全体で129の施策、86の成果指標を定めておりましたが、今回お示しさせていただきます後期基本計画（案）では、施策でいうと7つ増えまして136の施策、成果指標につきましては、やはり7つ増えまして、93の成果指標に改めさせていただきました。

次に、後期基本計画（案）の見方についてですが、事前にお配りした資料1をご覧ください。これにつきましては、前期基本計画の基本目標別計画になっております。この表の構成ですけれども、後期基本計画につきましても、同じような構成で策定をしてございます。

まず、こちらの基本目標は、具体的には7つあり、それを「基本目標」「政策」「施策」「みんなで目指す目標値」、そして最後に「主要な事業」という形で表示させていただいています。

まず、「基本目標」につきましては、分野ごとに目指す将来像を記載しているものでございます。こちらにつきましては、10か年の基本構想で定めたものでありまして、後期基本計画では、ここの部分については変更しないということでございます。

それから、その下ですけれども、「政策」になります。この「政策」につきましては、基本目標で定めた将来像を実現するための各種施策を示したものでございます。こちらの部分につきましても、今回の後期基本計画では見直しは行いません。

その下になりますけれども、「基本方針」です。こちらはそれぞれ基本目標の中の政策の目指す方向性、目的などを示したものでございます。

その下の左側真ん中辺りになります、「施策の内容」です。こちらについて今回後期基本計画で見直しをさせていただきたいところでございます。分野ごとに政策を実現させるための基本計画の計画期間に実施する取組、それから、その具体的な内容といったものを記載してございます。この事例でいいますと、【環境】の政策1のところにつきましては、3つの施策と6つの取組を記載してございます。

それから、右側になりますけれども、中段辺りに「みんなで目指す目標値」というものがございます。こちらにつきましては、取組を達成するための指標でありまして、達成がどのようになされているかといったところを見る成果指標になってございます。令和7年度を目標年度といたしまして、その目標値を後期基本計画では記載してございます。

それから、右側の一番下のところになりますけれども、「主要な事業」ということで、それぞれの政策における主要な事業とその事業内容を記載してございます。

説明については、以上になります。

・基本目標 1【環境】

杉浦企画戦略課長：

それでは、早速ですが後期基本計画（案）の基本目標 1【環境】について、説明をさせていただきます。

基本目標 1 の【環境】では、10 か年の基本構想において、目指す将来像を「富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり」、言い換えますと、「富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます」としております。

それでは、お配りした資料 2 になります、「施策体系見直し（案）」、基本目標 1 の【環境】をご覧になってください。前期基本計画と後期基本計画（案）の施策体系を比較した表となっております。こちらの環境の部分につきましては、基本目標 1【環境】は、6 つの政策がございました。（地球環境）から（上下水道）まででございます。

前期基本計画につきましては、この政策の下に 17 の施策と 47 の具体的な取組を定めておりました。今回の後期基本計画につきましては、施策は 17 と同じですがけれども、具体的な取組としては 49 とし、2 つ増やしております。

主な増やしたところについて簡単に説明させていただきます。まず、政策 1 の（地球環境）になります。前期基本計画につきましては、施策として「地球環境保全意識の高揚」というものを掲げておりましたけれども、後期基本計画につきましては、意識の高揚というものはある程度図られたのではないかとということで、前期で言うと施策 2 になりますけれども、「地球環境保全意識の高揚」を「地球環境保全活動の推進」の施策のほうに編入をさせていただきました。

同じく政策 1 のところになります。後期基本計画につきましては、施策の 2 として、「ゼロカーボンシティの推進」ということを新たに追加いたしました。本市におきましては、令和 3 年の 1 月に「ゼロカーボンシティ宣言」をいたしました。これを受けての追加ということでございます。

その下の後期基本計画の施策 3 「エネルギーの有効活用と地産地消の推進」。こちらにつきましては、国のほうに地域循環共生圏づくりのプラットフォーム事業の申請をしておりまして、令和元年度にこちらの採択を受けて今事業を進めているところでございます。そうした中で、エネルギーの地産地消と地域資源を活用した地域循環共生圏づくりの推進を進めていくということで、取組内容につきましても、（4）として「地域循環共生圏づくりの推進」というものを新たに追加してございます。

飛びまして政策 6 になります。（上下水道）ところでございます。「公共下水道事業（汚水）の推進」という施策の 2 になります。前期で言いますと（6）のところ、「公営企業会計の適用に向けた取組」というものがございました。こちらにつきましては、下水道事業会計が令和 2 年度から公営企業会計の適用となったことから、適用に向けた取組内容は削除をさせていただきます。

それでは、具体的な内容についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

まず、1ページ目になります。政策1（地球環境）は、「ゼロカーボンシティの推進」を新たに施策として追加をいたしました。1ページの一番下のところになります。先ほどご説明しましたとおり、本市は令和3年の1月13日にゼロカーボンシティを宣言いたしました。ゼロカーボンシティにつきましては、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにするといったことを目指す旨公表した市町村のことです。

具体的な取組といたしましては、後期の4年間で「ゼロカーボンシティに取り組む意識の高揚」ということで、市民、事業者の機運の醸成、もう一つ、ゼロカーボンシティ実践行動の推進ということで、行動計画の策定と推進に取り組んでまいります。

なお、成果指標につきましても、資料3の3ページになりますが、新たに乗用車数に占める電気自動車等乗用車の割合を増やすということ、成果指標として追加をさせていただきます。

また、「主要な事業」につきましても、「ゼロカーボンシティ推進事業」ということを掲載しまして、具体的には、富士宮市地域循環共生圏推進協議会を中心とした事業創出の支援、それから、電動車導入等による地域交通の脱炭素化、そして、省エネ対策による脱炭素化の促進及び地域エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

次に、1ページ戻りまして2ページ、施策の3になります。「エネルギーの有効利用と地産地消の推進」につきましては、先ほども説明しました（4）のところに「地域循環共生圏づくりの推進」を追加いたしました。こちら、先ほどご説明しましたが本市は令和元年度に環境省の「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」に採択をされ、現在、各種団体の方々と協議を進めているところでございます。

地域循環共生圏とは、地域が持つ様々な資源を最大限活用して、また、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことによって、地域活力を最大限に発揮することを目指す考え方のこととございます。後期の4年間では、地域循環共生圏づくりの推進により、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用、それから、持続可能な事業の創出といったものを支援してまいります。

資料3の7ページにお進みください。政策3（生活環境）でございます。施策1の「ごみ処理対策の充実」の「（2）処理施設の効率的な維持・管理」の部分、こちらの取組内容を前期から一部修正をいたしました。具体的に申しますと、前期基本計画での焼却施設及び最終処分場の更新の検討ということが前期のほうでは掲載してございましたけれども、こちらを外しまして、後期基本計画（案）では、施設の長寿命化を図るために、焼却灰の外部委託を進めるということ、明記いたしました。

なお、「主要な事業」につきましては、9ページになります「焼却灰外部処理推進事業」を新たに掲載しまして、焼却灰の外部処理委託、それから、最終処分場の延命化に伴う保全といったものを進めてまいります。

次に、1ページお戻りになって8ページになります。同じく政策3（生活環境）の施

策2「し尿処理体制の整備」の「(2) 処理施設の効率的な維持・管理」の部分について、取組内容を一部修正いたしました。具体的に申しますと、当期の4年間では、下水道処理施設、し尿処理施設の双方の施設について、共同処理に向けて検討していくといったことを追加しております。

次に、10ページの政策4、こちらは(自然環境)になります。施策1「自然環境保全活動の推進」の(2)を、「自然環境保全対策の推進」から「生物多様性保全対策の推進」に修正をいたしました。

人類が生存するために必要な酸素や水、食料等の根源は、様々な生物とのつながりの中から生み出されるものでありまして、生物の多様性を保全することは将来にわたる人々の暮らしを豊かにし、安全を確保するものでございます。この生物多様性が失われますと、洪水や干ばつ、食物の不作や不良など、様々な影響があると考えられております。生物多様性は自然保護にとどまらない社会的課題であると認識され始めたことから、後期の4年間では、本市では草原環境や湿原環境の保全活動を継続するとともに、希少野生動植物の保全に努めていくことを記載しています。

なお、「主要な事業」につきましては、次の11ページになりますけれども、1つには「自然環境保全事業」、もう1つは「自然公園管理事業」といったものを掲載いたしました。根原地区の火入れ、小田貫湿原の乾燥化防止対策、こういった事業に取り組んでいく旨を掲載してございます。

【環境】の部分の今回の大きな変更点の最後になります。14ページをご覧ください。こちらは政策6(上下水道)になります。

施策2「公共下水道事業(汚水)の推進」の中の(2)にあります「浄化センターの効率的な運営」の部分の取組内容を一部修正いたしました。具体的には、先ほどの政策3の(生活環境)のところでもご説明しましたとおり、後期4年間では、下水道処理施設とし尿処理施設の共同処理に向けて検討していくといった記載の追加をしているところでございます。

基本目標1【環境】につきましては、以上になります。よろしく願いいたします。

恒川会長：

ありがとうございました。

それでは、基本目標1【環境】について、質疑を受けたいと思います。

なお、質問の際には、質問部分の資料のページをお示しいただいて、ご質問をお願いしたいと思います。時間の都合もございますので、恐れ入りますけれども、質問はなるべく要点を絞ってお願いしたいと思います。

説明いただきました基本目標1「富士山の自然と調和した循環力のあるまちづくり」【環境】の後期基本計画(案)についての質疑をお願いしたいと思います。どうぞご自由をお願いいたします。

いかがでしょうか。政策1～6までございますけれども、順不同でどこからでもご質

問いただければと思います。

濱岡委員：

3ページですけれども、表の中に「再生可能エネルギーの導入を増やします」というところがありますが、そこら辺の具体的な目標と、「国データ更新まち」というのがありますが、なぜ国のデータ待ちなのかというところの説明をお願いしたいと思います。

環境エネルギー室長：

環境エネルギー室です。

まず、具体的な取組ですけれども、現在進めております創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金事業の創エネの部分では、太陽光発電に対する補助金を載せております。今ご質問のありました「国データ更新まち」というところですが、現在、算定中でございます。これは太陽光のFIT売電と水力の数値を今計算しているところでございます。ここにも記載があるように、8月設定予定ということですので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

濱岡委員：

この表を見ただけでは市民の皆さんが分からないのではないかなと思えました。再生可能エネルギーといってもいろいろあります。富士宮市内では太陽光発電が結構使われているのですが、具体的にそれがどういう形で、例えば公共のものにどのくらい使っているとか、売電しているとか、そういうものが分かるような形になればいいと思えました。なかなかこれだけでは難しい面があるのかなと思えて、質問させていただきました。

恒川会長：

ありがとうございました。

今のご意見については、何かご参考になるような情報がありますか。もしあれば、近いうちにこういう方向でというような補足的なご説明をいただければと思います。

環境部長：

環境部長の大原と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの件につきまして、富士宮市は、先ほど環境エネルギー室長が申し上げたとおり、創エネ・蓄エネの家庭用の補助金を出して、自宅用の太陽光を付けることを推進しておりますけれども、それ以外に、富士宮の特徴として小水力発電がございます。これは民間の事業者が設置しているのですけれども、富士宮市内で設置されていることが非常に再生可能エネルギーの発電量を増やすことに貢献しておりまして、それについては富士宮市で事業支援をさせていただいております。

それから、今、盛んに国のほうでゼロカーボンについてのことが、毎日というぐらいマスコミのほうに報道されておりますけれども、国の支援に伴って、この政策の中にも入っておりますが、今後は富士宮市もゼロカーボンを進めていくための計画を策定する予定でおります。

その中で、今、委員のほうからご指摘のあった富士宮市のエネルギーの状態がどうなっているのかといったことは、これとはまた別のエネルギーに関する個別の計画の中で、市民の皆様にも分かるような形で示していきたいと考えております。

恒川会長：

ありがとうございました。

いかがでしょうか。関連してでも結構ですし、ほかの論点でも結構でございます。

渡井委員：

新聞なんかで読みますと、し尿処理と星山浄化センターの下水道の設計を議会辺りにご提案をされているようですが、この件についてはもう既に動き始めているという解釈でよろしいですね。

下水道課長：

下水道課長の渡邊と申します。よろしく申し上げます。

議会のほうでも答弁させていただいた内容になりますけれども、現在、富士宮市では、し尿、浄化槽汚泥、こちらを処理する衛生プラント、それから、下水道の終末処理場の星山浄化センターが隣接しているということで、その処理工程の中の一部を共同にすることで経費の削減、効率化を図るための検討をしているところです。

こちらについては、今申しましたようにまだ検討段階で、できればすぐ望ましいのですけれども、もともとの法律が違うところの調整をしながら、今、市役所内での調整、それから県との打ち合わせ等を行って、実現に向けて努力しているところでございます。よろしく申し上げます。

恒川会長：

分かりました。ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

小林委員：

カーボンニュートラルの話ですけれども、電気自動車を増やしていくというのは見てのとおりだと思うのですが、これについては自然に増えていくことを行政として待つという形でよろしいのですか。何らか取組をするのか、助成金を出すのか。

環境エネルギー室長：

環境エネルギー室です。お答えいたします。

現在も補助金の制度がございまして、これは単独で電気自動車の補助ということではないのですが、電気自動車の電気を住宅のほうに取り込めるようなシステムがあります。そちらとのセットで最大10万円の補助をしております。そういったことも含めて台数の増加を考えていますし、また、今後ロードマップを作成していく中で、そういったところもさらなる推進を含めて検討していきたいと思っております。

小林委員：

はい、結構です。

恒川会長：

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

朝日委員：

資料2ページに、「省エネルギー行動の実践や取組を推進します」とあるのですが、具体的にこの省エネルギー行動というのはどういったものを指しますか。

環境エネルギー室長：

環境エネルギー室です。お答えいたします。

省エネルギーの推進は、言うなればLEDとかを推進しているのですが、それに加えて、今後、住宅の省エネルギー化、ZEH（ゼッチ）等がよく言われていますけれども、そういうところを今後のゼロカーボンシティに向けたロードマップの中で、できるものから順次進めたいと考えています。

朝日委員：

省エネルギーって、物とか車とかで生み出されるエネルギーがあると思うのですが、率優先してソフト面で省エネルギーに努めるところもあるのではないかなと。物に対する補助金というのはすごくすばらしいと思うのです。（電気の）車を増やして、それで化石燃料から電気になる。ただ、そもそも、みんなができる省エネルギーの推進というのも、もっと打ち出してもいいのではないかなと。それはインフラとか、皆さんの通勤・通学のときに相乗りをすとか、何かそういったことで省エネルギーにつなげるというような方策もいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

環境エネルギー室長：

環境エネルギー室です。今の質問にお答えいたします。

現在、市では、年に一度環境フェアというものを開催しております、そちらでの周知。また、これは何年か続けていますが、環境教育ということで、子どもたちにアースキッズ事業ということで、物を大切にするとか、省エネルギーの学習をしていただいています。

そういったことを含めて、今後のさらなる周知、出前講座等もありますので、そういったもので進めていきたいと思っています。

恒川会長：

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

藤平委員：

富士砂防事務所の藤平でございます。

お話を伺っていて、あっと思ったのですけれども、サイクリングのコースをお話しされていて、頑張っておられると思います。まさにCO2を減らすという意味で、自転車というのを今、市で取り上げていこうという中で、こちらにもまたがる話かなと思いました。どちらかという、専門というよりは、土木分野は道の関係で部分的にサポートしている立場ですけれども、参考にさせていただけたらと、ちょっと口を挟ませていただきました。

杉浦企画戦略課長：

お答えさせていただきます。

この次の【産業】、それから【保健福祉】、【都市整備】、そういったところでも自転車活用について、今、富士宮市は今年度の計画を策定しているところですが、その中でも、先ほど藤平委員のほうからおっしゃられたような、自転車を活用して、例えば観光に活かすとか、健康増進、エネルギーの削減、あとは安全・安心な交通体系、道路なども含めてですけれども、そういったところも検討していくものを盛り込んでございます。

その基本目標のところに行きましたら、また詳しく説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

恒川会長：

ありがとうございます。

せかすようではありますが、本日、4つの政策目標についての質疑をいただくのですが、最初に事務局のほうからもご説明いただきましたように、時間が無限にあるわけではないので、できる限り要点をとということで最初をお願いをいたしました。大体この基本目標1の政策1で30分を見ておりましたけれども、ほぼ、現在その時間が参っており

ます。ですから、どうしても今という方がおられれば、ぜひ質問等を出していただきませうけれども、もしないようでしたら、当初のご説明のように質問用紙のほうに記入していただくなりして、事務局に提出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この基本目標 1 の政策 1 につきましては、以上をもちまして質疑終了したいと思います。

・基本目標 2 【産業】

恒川会長：

それでは、続きまして、基本目標 2 「富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり」【産業】に移ります。

なお、毎回ご担当の職員の方の入れ替わりがございますけれども、あまりお気になさらないようにしてください。

杉浦企画戦略課長：

それでは、基本目標 2 【産業】について説明をさせていただきます。

こちらの基本目標 2 では、10 年間の基本構想において目指す将来像を、「富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり」、言い換えますと、「富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます」としてございます。

それでは、資料 2 になります。「施策体系見直し（案）」の基本目標 2 【産業】についてご覧ください。

基本目標 2 につきましては、【産業】は 6 つの政策の中に、前期基本計画では 18 の施策と 52 の具体的な取組を定めておりましたものを、後期基本計画では 1 つ増やしまして 19 の施策、それから、具体的な取組につきましては、同じ 52 ということに変更いたしました。

変更したものを簡単に説明させていただきます。

まず 1 つは政策 2 の（農林水産業）になりますけれども、施策 1 「農業の振興」は、前期基本計画で行きますと、(3) で「消費者との交流の促進」という取組内容にしてございましたものを、後期基本計画では「次世代につなぐ身近な農業への意識の高揚」ということで、農業を身近な存在に感じていただけるよう努めるとともに、農業の担い手確保に向けた取組といったものを後期では追加しております。

それから、同じく政策 2（農林水産業）の「畜産の振興」でございます。前期基本計画では (3) と (4) で「消費者との交流の促進」、「消費の拡大」というふうに取り組内容を分けておりました。後期基本計画では、(3) として「販売の強化・消費の拡大」を掲げ同じように「消費者との交流の促進」と「消費の拡大」を一つの取組内容に統合

をさせていただきます。

政策3の（工業）、その中の施策1「産業基盤の構築」でございます。こちらにつきまして、前期基本計画では「（2）産・学・金・官のネットワーク強化」を取組内容としてお示しさせていただいたところ、後期基本計画につきましては、施策を「産業基盤の構築」から「産業基盤の強化」という形に変更させていただきます、その中の「（2）多彩な連携関係の構築と展開」、ビジネスコネクトふじのみやによる中小事業者等の総合支援に対する取組を強化していく、を追加しております。こちらは、その次の政策4（商業）のところでも、施策1「経営基盤の強化」の中の（2）も同じでございます。

政策5の（観光）になります。施策2「観光誘客の推進」の（2）は、これまで前期基本計画では「特産品やイベントを生かした誘客活動」としておりましたところを、後期基本計画では「新たな観光スタイルの構築と特産品やイベントを生かした誘客活動」と取組内容を変更させていただきます。具体的には、コロナ禍によりまして影響を受けております観光に対しまして、これまでの特に海外を強く意識した観光といったものから、国内にも目を向けた新しい生活様式に沿った観光誘客への取組を追加させていただきます。

その下になります、後期基本計画の中で、同じく観光のところの施策として3を新たに設けさせていただきます。こちらは「サイクルツーリズムの推進」ということで、今年度、本市では自転車活用推進計画を策定する予定でございます。その中で、計画に基づきまして、自転車を活用した観光振興の推進を新たに施策として追加させていただきます。

施策の前期と後期の簡単な比較については以上になります。また内容につきましては、資料3のほうで詳しく説明させていただきます。

それでは、資料3をご覧ください。まず、22ページになります。案の中で大きく変更した点、あるいは新たに付け加えた点についてご説明させていただきます。

まず、政策2（農林水産業）の中の施策3「林業の振興」、そちらの「（2）森林整備の推進」について、取組内容を一部修正させていただきます。

2019年度になりますけれども、温室効果ガス排出量削減目標の達成、それから、災害防止等を図るための森林整備に必要な財源を安定的に確保するといった観点から、国民一人ひとりがひとしく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。さらに、それに対して、地方自治体にも配分が始まっております。そこで、この森林環境譲与税を活用する中で、後期の4年間につきましては、林業に関する様々な課題に取り組み、持続可能な森林資源の保全に努めていくということを新たに記載させていただきます。

なお、「主要な事業」につきましては24ページにあります。24ページの「主要な事業」の下から2番目になりますけれども、「森林環境整備事業」を新たに掲載いたしまして、森林整備促進のための課題分析、解決に向けた取組を進めてまいります。

次に、25ページをお開きになってください。こちらは政策3（工業）になりますけ

れども、施策1「産業基盤の強化」の中の「(1) 優良・成長産業の集積」の部分の取組内容を一部修正させていただきました。

なお、本市では、令和2年度に工業振興における目指すべき将来像を掲げ、基幹産業である工業の振興を推進することを目的に「工業振興ビジョン」を策定いたしました。今後は、工業団地を中心とした企業誘致、それから市内企業の事業拡大を支援する誘致策を展開しまして、多種多様な産業が集積した「稼ぐ力のあるまち」を目指しまして、新たな工業用地の確保に努めてまいりますといったことを追加させていただきました。

同じく25ページになります。その下の施策2「地域産業の振興」の中の「(1) 経営基盤の強化」の部分の取組内容も一部修正いたしました。本市では、昨年12月に、富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫の四者で、産業振興に関する連携協定、いわゆるビジネスコネクトふじのみやになりますけれども、こちらを締結し、各支援機関がこれまで以上に連携を深め、それぞれがこれまで実践している経営相談や創業支援などを一元化いたしまして、中小企業に対する伴走型の支援をするという協定を結んでございます。

今後も、各団体連携のビジネスコーディネーターによる相談体制の強化、それから不確実性への備えといたしまして、アフターコロナにおけるニューノーマル(新たな常態)への対応に向けて中小企業事業者への支援をしておりますということを記載してございます。

なお、「主要な事業」につきましては、隣の26ページのほうにも「中小企業総合支援事業」ということで、ビジネスコネクトふじのみやのビジネスコーディネーターによる総合支援、課題解決、知的財産権の取得に関する費用の助成、それから弁理士相談、創業支援といった事業に取り組んでまいります。

次に、30ページになります。こちらは政策5の(観光)になりますけれども、施策2「観光誘客の推進」の「(2) 新たな観光スタイルの構築と特産品やイベントを生かした誘客活動」の部分につきまして、取組内容を一部修正いたしました。

これまで前期基本計画の期間における本市の旅行観光産業につきましては、都市圏、訪日の外国人をターゲットとしたビジネスを中心に展開してまいりますといった表記が目立ちましたけれども、これからは県内の内需喚起といったところも大きなポイントになろうかと思っています。

そこで、後期の4年間では、3密を避けて地元の人が近場で過ごすスタイル、また、単なるネイチャーツアー、それから観光目的のツアーだけではなくて、環境を大事にしながら、自然保護、それから歴史・文化探索を目的とする旅行、エコカルチャーツアーなどとも申しますけれども、そういった新たな観光スタイルの観光誘客を図ってまいりますといったことを追加させていただきました。

同じくその下になりますけれども、施策3といたしまして、「サイクルツーリズムの推進」を新たに追加させていただきました。これも先ほどご説明しましたとおり、本市では、令和3年度に富士宮市自転車活用推進計画を策定予定でございます。自転車活用

推進計画というものにつきましては、環境に優しい、健康に良い、交通渋滞を起こさない、災害時の活用が期待できる、さらには交通死亡事故を減少する、こういった自転車のメリットを最大限活用しまして、自転車の活用を総合的、あるいは計画的に推進するといった計画でございます。

本市の今年度策定予定の富士宮市版の自転車活用推進計画では、3つの基本方針といたしまして、まず1つは自転車を活用した観光振興、それから健康増進、そして、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を定めまして、後期の4年間では、その方針の1つであります「自転車を活用した観光振興」でサイクルツーリズムの推進を図っていく予定でございます。

なお、「主要な事業」につきましては、次の31ページに記載のとおり、E-BIKEを活用した観光誘客事業ということで、E-BIKEを活用して新たな観光誘客、それから回遊の創出といった事業に取り組んでいく旨を記載しております。

次に、32ページになります。政策6（労働・雇用）の中の施策1「魅力的な就労環境の創出」の中の「(2)労働環境の改善」の部分についても一部修正をいたしました。

近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性が叫ばれておりますけれども、それを支える働き方改革、そしてその法整備なども同時に進められております。後期の4年間では、柔軟な働き方を実現するために、若者も高齢者も、女性も男性も、そして障がいを持つ方、難病のある方、そういった方々も全てが活躍できる社会、一人ひとりの個性と多様性が尊重されて、家庭、地域、職場でそれぞれの希望がかない、また、それぞれの能力が発揮できるような、そういった生きがいを感じることができる労働環境といったものに努めていきますといった意味が込められた追加でございます。

それから、最後になりますけれども、次のページの33ページをご覧ください。施策2「地域に根ざした人材の確保」の「(2)雇用環境の整備」の部分について、取組内容を一部修正いたしました。

働き方が多様化する中で、オフィスの在り方について大きな見直しを図られております。特にこのコロナ禍におきましては、人々が密集して働くといった従来のオフィスワークにつきまして、安全性、安心面といったことから不安の声が上がる中で、テレワークというものが非常に普及しております。そういったことで、オフィスの存在意義というものも非常に変わりつつあるところでございます。

そこで、今後のアフターコロナにおけるニューノーマルという中での働き方として、後期の4年間では、サテライトオフィス、それからワーケーションといったテレワークの推進、それと併せて、勤労者と企業の双方がそれぞれ持つニーズをうまくマッチングさせるような就労環境の整備を図ってまいりますといったことを新たに付け加えさせていただきます。

基本目標2の【産業】につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

恒川会長：

ありがとうございました。

それでは、ご説明いただきました基本目標2「富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり」【産業】の後期基本計画（案）についての質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

河原崎委員：

資料3の25ページ、施策1のところに「優良・成長産業の集積」となっていますけれども、後期に向けて、富士宮市が考える優良・成長産業というものをある程度示していただければと思います。数十年前までは、一つの企業が来ますと、その周りにドーナツ現象のように協力企業とか下請企業が集まった時代がありました。今は全くありません。どの企業も、工場が建ちますと自己完結する形になっています。ぜひお願いしたいのは、行政が今、中小企業振興条例の絡みから、地元の消費財などの調達率を目標に掲げていますよね。それと同じように、今後工業団地などに進出してくる企業に、交換条件というわけではないですけれども、市内から、いわゆる消費財でも何でもいすから、10%とか20%とか調達する目標を与えるなどということも、できれば大企業に課していただければと思いました。

恒川会長：

ありがとうございました。

いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

商工振興課長：

お世話になります。産業振興部商工振興課の赤池と申します。よろしくお願いいたします。

まず、優良・成長産業の集積について、富士宮市が掲げます産業の集積、企業の誘致・留置についてですけれども、成長産業と一言で言いますが、今の時代のニーズに合った形で誘致できたらいいのかなと思っております。まずは当然ながら環境を問われる時代ですので、環境の事業であったり、それから、AIやIoTのソフトウェアが関係するような事業、そういったものが誘致できたらと考えております。

富士宮市の企業の特徴を申しますと、大きくは化学の関連産業が一番に占めておりまして、続きまして生産用の機械製造、それから輸送系の製造というものが続くわけですけれども、それに付随して関連する企業が入っていただけるとありがたいのかなと。当然ながら、企業間的につながりがあることで連動する形で、相乗効果を持って富士宮市内のそれぞれの企業が成長していただくことが一番ふさわしいのかなと思っておりますので、そんな形で考えております。

具体的に、企業の中からサプライチェーンに関して資材を調達することを条件に企業誘致できるかどうかということは、また改めて誘致の段階でぜひやっていけたら

いのかなとは思っておりますが、それが足かせにならないような形で誘致活動に生かしていただけたらと考えております。

恒川会長：

ありがとうございました。
では、続けてお願いします。

古川委員：

関連で少し話をさせてください。今の当局からの説明、それで分かりましたけれども、もう一つ突っ込んで考えてみた場合に、営業はやるのですか、やらないのですか。どういう企業を呼ぼうとしているのかということの具体的な取組が計画の中で生まれていけば大変ありがたいということがまず一点。

もう一つあります。今は資料の25ページの話ですけれども、その前の24ページの「みんなで目指す目標値」という中で、「森林の間伐実施面積を増やします」という形で記載されております。今、森林全体を見てみた場合に、間伐から皆伐という段階に入ってきております。それは自然環境の問題を含めて、人間の平準化ということにつながる。そういった意味の中で、皆伐ということ考えた施策をぜひお願いできないかということが二つ目。

それから、同じく「主要な事業」の中にあります「森林環境整備事業」の中で、「森林整備促進のための課題分析と解決に向けた取組」とありますけれども、具体的に今なら森林環境税の使い道の目標の設定等がこの中に入ってくるのかなと期待はしていたところです。前の資料の中では「活用」という文言はありますけれども、そういったところが消えてしまっているというか、ないわけなので、その辺についてどのような形で取組もうとなさっていらっしゃるのか、お伺いいたします。

商工振興課長：

商工振興課のほうからは、最初にご質問いただきました企業誘致に関しまして、営業活動をしていくのかということからお答えさせていただきます。

まず、富士宮市がこういう企業に来ていただきたいという受け皿の問題もございまずし、営業活動ということに関して言いますと、東京の日本立地センターであるとか、県の企業局等と情報共有しながら、富士宮市の特色に沿った企業を誘致できたらと考えておりますが、個別に営業活動するかというと、現状では一つ一つの課題で、工業振興ビジョンの中でも富士宮市の姿勢は示させていただいておりますので、こういったものを題材に、今後発展的に、営業活動というか、そういった拠点を基に富士宮市に呼び込みしていただけたらいいのかなと考えております。

農業政策課長：

農業政策課の中野と申します。よろしく申し上げます。

森林の関係のご質問を2点いただきました。まず、森林の間伐から皆伐が増えているということです。これにつきましては、森林環境譲与税絡みなのですが、森林環境整備事業を実施する中で、昨年と今年の2か年で富士宮市の森林整備をどのようにやっていくか、実施計画を今策定中でございます。先ほどもご意見いただきました森林環境整備事業を「主要な事業」の中に入れさせてもらった中で、基本調査、また富士宮市の森林についての課題事項を含めまして、今、委託調査をしておりますので、それを踏まえて、しっかりと森林環境譲与税を有効活用して森林整備を行っていきたいと考えております。

恒川会長：

もう一つの、森林税の使途の計画というのはあるのでしょうか。

農業政策課長：

森林環境整備事業の主要な事業ですが、これもやはり今つくっております実施計画を踏まえながら、しっかりとこの計画に沿って森林整備について実施していきたいと考えております。

古川委員：

ありがとうございます。再質問というか、もう一步踏み込んで伺わせてください。

営業活動についてはという話の答弁があったわけですがけれども、私たち民間の立場に限ると、どういう立場であるか自ずと答えは出てくるわけで、営業活動が伴っていかなければ絵に描いた餅で終わってしまうという感覚でいるわけです。

行政の場合でしたら、営業活動というのは考え方の基本が違うだけに大変難しいことは十分承知しておりますけれども、情報の収集、と同時に今ここで生活している所以は、どこから市民があるかということを考えてみると、自分たちが稼がなければいけないし、富士宮市の総合計画の中で、まず産業部門が富士宮市の財政の基本をバックアップしてくれるという姿勢がないと、絵に描いた餅の計画でしかないはずなので、それでは大変心もとないなと思っています。ですから、関係機関の中では、ぜひこの件に関しては議論をしていただきたいと思います。

それから、もう一点、森林環境税の問題については、前に配付させていただきました関連組織別懇談会の実施報告書の49ページに記載されていますが、【産業】の中で「山林が持つ多面的機能（国土保全、水源涵養等）の維持・確保に向けた森林環境譲与税の活用」とあります。このことから、総合計画の後期の中にうまく加えられないのかどうか、再度お伺いします。

農業政策課長：

今の質問ですけれども、森林環境譲与税を使うために、今、森林環境整備事業について、実施計画をどのように進めるかというところを計画しておりますので、ご意見をいただいた内容についても、どのように実施計画の中で反映させていくかということは検討させていただきます。お願いいたします。

杉浦企画戦略課長：

総合計画を調整しています企画のほうから説明をさせていただきます。

こちらの森林環境譲与税につきましては、やはり市民からですとか各種団体、組織からの意見も非常に大きいものがございます。そうした中で、先ほど農政課長からも説明がありましたけれども、農政のほうの森林の実施計画などではうたうということと併せて、総合計画のほうでも、もう少し高いところで、「税を活用した整備を進めていく」という表記については、記載して何ら問題はないと思います。恐らくそれに基づく実施計画を策定する予定でいると思いますので、そこら辺の整合は保たれると思います。ぜひこちらのほうにも、「税を活用した森林整備」という表記について記載する方向で検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

古川委員：

ぜひお願いします。

恒川会長：

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、小川委員。

小川委員：

観光でお伺いします。資料の29ページ、施策1の「(2) 市内を回遊できる二次交通の充実」ということをここにうたっているのですが、後期の主な事業としてこれは挙げられていないのですね。実のところ、この二次交通が観光としてはすごく困ってしまっていて、やはりそこを少し何らかの方向性を出していただきたいのと、E-BIKEはいいのですけれども、E-BIKEが乗れる年齢の方ばかりが来るわけではございませんので、そこら辺のところも少しどういう方向性で行くかをうたっていただきたい。

それと、30ページの施策2の「(2) 新たな観光スタイルの構築……」と出ているのですけれども、新たな観光スタイルというところが、アウトドアとアクティビティなどによるとなっているのですが、アウトドアとアクティビティは新たな観光スタイルではないかなと思ってまして、このところ、もう少し自然環境を留意したような観光をこれから富士宮はやっていかねばならないと思っているのですが、その方向性の観光については考えていないのでしょうか。質問です。

恒川会長：

いかがでしょうか。

観光課長：

観光課の風岡と言います。よろしく願いいたします。

「市内を回遊できる二次交通」ということで、確かにこここのところが問題にはなっています。今、コロナ禍で低下しているのですけれども、これまでは富士市から河口湖を結ぶ専用のバスの周遊とともに、今、「強力くん」などもありますので、こちらのほうで構成資産巡りなどということを引き続き考えてはおります。

新しい対策については、これから観光協会さんなどとも手を合わせながらまた検討していければと思います。今年度、観光のほうの計画を立てる予定ですので、具体的にはまたそちらのほうと一緒に協議していただければと考えております。観光基本計画をつくるので、それと一緒に考えていきたいと思います。

「新しい生活様式に沿った」という形で、コロナ禍におけるこれまでとは違った観光、これまでも確かにアウトドアとかアクティビティはあったのですが、密にならない中でのキャンプなどということ、あとはエコツアーなどはこれまでもありますけれども、自然環境を生かした、最近で言えば富士下山などもこれから実施されていくということもありますので、これらを生かしたということも含めて新たな観光スタイルということを進めていきたいと考えております。

恒川会長：

ありがとうございました。

質疑と申しまして、実質は施策についての充実した記載とか新たな補足とかそういうものの要望を委員の皆様から出していただいているということでございますので、答弁いただきましたように、今後そういうものについての見直しを図っていただいて、それぞれの担当課のほうで後期の基本計画（案）をさらに充実したものにさせていただくということは当然予定されております。

それでは、この基本目標につきましても、もうそろそろ時間が参っておりますが、どうしてもという方がおられましたらもうお一方お願いしたいと思います。いかがですか。

稲葉委員：

24ページの「みんなで目指す目標値」の「野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします」という成果指標の部分でございますが、この参考値、現状値、目標値に関しては随分内輪だと私は感じております。

何を言わんとしているかといいますと、農家が一生懸命農作物をつくっていざ収穫せんとする前日ぐらいに皆食べられてしまう。特に大型獣の鹿、イノシシ等に関しては

随分抑制が効いてきているようでございますが、鳥とか、ハクビシンであるとか、アライグマであるとか、タヌキであるとかという中型獣に関しては、まだまだ抑制がされていないように感じております。

猟友会という組織があります。その人たちのご意見を伺いますと、銃を所持しているわけで、ここにも警察署長さんがいらっしゃいますが、毎年の銃の検査であるとか、3年ごとの射撃教習であるとか、初心者・経験者講習であるとか、狩猟者免許の書き換えであるとか、その3年ごとの書き換えのために17種類以上の書類を要求されるとか、あるいは税務申告のように装弾の申告をしなければならないという、非常に煩雑な手続が銃を所持する上では必要と聞いております。

そういうふうなことではなく、もう少し緩やかな中に置いていただければ、野生鳥獣の農作物に対する被害を減らせていくのではないかと、私はそう思うわけでございますが、国の法律でございますので、ここで何とかしろということは求めませんけれども、そのような見方もあるし、認識もあるということを委員の皆さんに知っていただきたくて、あえて発言いたしました。

恒川会長：

ありがとうございます。

では、農業政策課として何かご意見いただけますか。

農業政策課長：

農業政策課の中野です。お世話になっております。

野生鳥獣の被害額の目標値については、半減をさせたいということから、電気柵とかわな等で、今、農家さんにも電気柵を設置してもらいまして、順調に防除に努めております。また、猟友会の皆さんの協力をいただいて、わなとかそういうものでアライグマとか小動物等についても対応させていただいています。引き続き、被害額を減らしていくという目標設定がありますので、そちらに向けて電気柵の補助とか、猟友会の皆さんのご協力によりまして、しっかりと防除に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

恒川会長：

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、【産業】についての後期基本計画（案）の質疑を終了したいと思います。

休憩なしで進めさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

恒川会長：

それでは、次に、基本目標3「みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり」【健康福祉】に移ります。

また職員の方の入れ替わりがございますので進めていただきます。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

杉浦企画戦略課長：

それでは、後期基本計画（案）の基本目標3【健康福祉】について説明をさせていただきます。

基本目標3では、10か年の基本構想において、目指す将来像を「みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり」、そして、「生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます」としてございます。

それでは、資料2になります。「施策体系見直し（案）」の基本目標3【健康福祉】のほうをご覧ください。

こちらの「施策体系見直し（案）」ですが、基本目標3【健康福祉】につきましては、7つの政策の中に、前期基本計画では、20の施策、45の具体的な取組を定めておりました。後期基本計画では、21の施策と47の具体的な取組に変更させていただいております。

主な変わった部分について、再掲のほうで説明をさせていただきます。1つが、政策2（健康づくり）のところになります。後期基本計画につきましては、施策3「自転車を活用した健康づくりの推進」について、先ほどもご説明しましたとおり、本市の自転車活用推進計画の策定に基づきまして、新たに施策として追加させていただいたところであります。

その下の政策3（医療）になります。後期基本計画では、「医療機関の充実」という中に、（3）として「市立病院の安定した経営基盤の確立」というものを新たに取組として追加させていただいております。こちらにつきましても、地域医療の中心的な役割を担います市立病院の安定した経営基盤の確立に向けた取組を新たに追加してございます。

政策7（社会保障）になります。施策2「国民健康保険の安定運営」では、前期でいきますと、「国民健康保険制度改革への対応」が取組内容の（3）としてありましたけれども、後期基本計画につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるように制度改革が既に終了しておりますことから、新たに静岡県国民健康保険運営方針に基づく取組内容に変更させていただいております。

では、具体的に後期基本計画（案）の大きな変更点、成果指標、主要な事業の変更点について、資料3のほうで改めて説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

まず、34ページになります。政策1（子育て）の中の施策1「地域における子育て・子育ての支援」の「(2) 子どもの居場所の充実」の取組内容について修正をさせていただきます。

本市では、令和4年度から新しい児童館が供用開始される予定でございます。そこで、後期の4年間では、この児童館を拠点に、そのほか公共施設の空きスペースの有効利用も図る中で、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを目指してまいりますといったことを新たに明記させていただきました。

なお、「主要な事業」といたしましては、36ページに掲載しております「児童館事業」で、児童の「居場所・遊び場」の拠点施設としての児童館の整備・運営を主要な事業として掲載し、今後実施してまいりますということを記載させていただきます。

それから、次に39ページをご覧ください。こちらにつきましては、政策2（健康づくり）の部分になりますけれども、施策3「自転車を活用した健康づくりの推進」を新たに施策として追加させていただきました。先ほどもご説明したとおり、本市では自転車活用推進計画を策定する中で、この3つの方針の1つとして、「自転車を活用した健康の増進」を基本方針として定める予定でございます。後期の4年間では、自転車を活用した健康増進の推進も図っていくことを予定しておりますので、その部分について新たに施策として追加をさせていただきました。

それから、最後になりますけれども、40ページ、政策3（医療）のところになります。施策1「医療機関の充実」の(3)として「市立病院の安定した経営基盤の確立」を追加させていただきました。先ほどもご説明しましたとおり、自治体病院につきましては、地域医療の中心的な役割を期待され、医療資源を有効に利用する効率的な医療を目指すため、地域で連携を強化して、地域完結型医療を推進することが今、全国で求められているところでございます。また、今後さらに高齢社会が進む中で、保健・医療・福祉を一体的に推進していくためには、まずは地域連携の下に地域医療がますます充実していかなければならない時代となってございます。

しかしながら、全国の自治体病院につきましては、通常の医療収入だけではなかなか採算を確保することが難しい状況になってございまして、本市のみならず、多くの自治体で一般会計からの繰出金を含めてもなお赤字となっているところが多くあることから、今後も引き続き効率的な経営を意識する中で、安定した市立病院の経営基盤の確立を目指してまいりますといったことを明記させていただきます。

基本目標3の【健康福祉】の主な変更点につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

恒川会長：

ありがとうございました。

それでは、基本目標3「みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり」【健康福祉】の基本計画（案）についての質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

小野委員：

35ページに「良質な保育・教育の提供」とありまして、保育園のことが書いてありますが、今、コロナでテレワークや在宅ワークが増えたり、障がい児とか、シングルとか、介護を行ったりとか、子育てが多様になっております。多様な働き方で多様な子育てをしている人がたくさんいる中で、例えば、1つ目で「質の高い保育や教育を提供します」となっていますが、現状、例えば上の子、下の子がいて、下の子は0歳で、その子は家で在宅ワークで見られるけれども、在宅が保育園に預けたいという場合は、上の子も保育園には預けられないという制度だったり、現状、フルタイムで働いているか専業主婦かどちらかでない限り非常に預けづらかったり、一時保育も仕事でない限り、うちでは今人が足りませんという感じで断られたり、こういったことが見受けられていると思います。その辺のことにに関して改善だったり、制度を整備し直すとか、多様な子育て、働き方に合わせて制度改正等の考えはあるのでしょうか。

子ども未来課長：

子ども未来課の佐々木です。ご意見をありがとうございます。

今のご意見は、保育園の入所の関係で、テレワークとか多様な働き方をしている方で、今の規定では入れない方がいらっしゃるというご趣旨かと思えます。今、会社にお勤めでなくても、例えば内職で何時間しているという形で、働いているという証明、どれぐらいの収入を得られているという証明を出していただければ、一応基準がありますが、その基準に該当すれば預けられるような体制は取っています。これからますます多様な働き方が必要になってくるかと思えますので、基準というところを見ながら、今後対応していきたいと思っております。

もう一つ、一時保育のお話で、入れない状況があると今お聞きしたのですが、確かに保育園の中で定員というのがありまして、例えばこの保育園に預かってもらいたいけれども、そこがいっぱいでお預かりできない状況とか、事前に預けたいというお話があればいいのですが、明日急にというお話だとお預かりができなくて、ほかの保育園を紹介したりという状況があります。今のケースがどちらか分からないですけれども、柔軟な対応をとってはおりますので、またそのような状況があれば子ども未来課のほうに相談してください。お願いします。

小野委員：

今のことも、34ページの「子どもの居場所の充実」という部分でも、支援センターのことは書いていないですけれども、支援センターも最初は未就園児ということで、一度就園してしまうと、2歳児でも行くと断られるという現状があることも聞いております。毎日預けている人はいいのですが、例えば週3回しか仕事をしていなくて、週2日は休みで、その日に支援センターに行きたいといっても、就園している方は対象外で

すということで断られるという話も聞いております。いろんな働き方をしている人がいる中で、ちょっと制度を変えればどうにかなるのではないかと思うことが多いので、その辺また検討していただければありがたいなと思っております。

子ども未来課長：

子ども未来課です。今、支援センターのお話が出てきましたので、補足だけさせていただきます。

支援センターは、確かに未就園児のお子さんと親御さんが集まるところで、市内7か所に開設しています。支援センターの主な目的は、お母さん方の相談の場所ということで提供しているものですから、どこかの園に属している方は子育ての相談ができる場所があるということで、今お断りしているような状況です。

その代わりに、富士宮市の社協が地域ごとに開設している子育てサロンというのがあります。そこは地域のボランティアスタッフの方で開いている場所ですけれども、そちらの場所も案内するような状況です。なので、子育ての相談ができる場所がどこにもないという方というのはいないと認識していますけれども……。確かにこれからのところで検討していく必要があると思っておりますが、今のところの対応はそのようになっております。

恒川会長：

後期基本計画の案文の表現方法と結びつけて考えると、非常にざっくりした現在のよう書きぶりではなくて、例えば家庭の置かれている状況とか、保護者の就業条件などに応じてきめ細かく子どもの保護が図られるようにしますというような、そういう受け皿を書いていただくと、個別の事案の調整がより具体的に展望できるのではないかと思います。私の感想めいたまとめですけれども、というような質疑だったと私は受け止めました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

藁科委員：

34ページからの政策1のところから拝見してまして、児童福祉法では、子どもは0歳から18歳までであると規定されているのですが、どうしても乳幼児期、幼児期が中心で、あとは児童虐待ですとか、療育ですとか、そういった形で、申し上げたいのは、子育てというのは、小学生になっても、中学生になっても、高校生になっても続きますよという視点をぜひ感じられるような内容にしていきたいということです。

といいますのも、特に成長した世代の子どもたちは、新しい児童館が唯一市内でこれから活用できる居場所になるかと思うのですが、そういった子たちが利用したくなるような児童館にぜひしていただきたいですし、私は子どもがもう中学生ですけれども、子育て支援センターなんかを結構活用して出かけて、富士宮市の施策の恩恵を十二分

に受けてきたという自覚はありますが、今、中学生の子どもに、「あの頃、あそこに遊びに行ったらこの子育てコーナーにも行ったよね」と言っても、ちょっと小さ過ぎて、「当時の記憶は曖昧だよ」と言われてしまいます。

一方で、中高生の子どもたちは、今、その時代からの富士宮市の子育て支援施策の恩恵を受けることで、このまちへの郷土愛ですとか、いいまちで育ったなという記憶を思い起こして育っていくと思いますので、この世代のお子様たちが育ちやすいような施策の実施を意識した計画にしていっていただきたいと感じました。

恒川会長：

ありがとうございました。いかがでしょう。今の年齢のいった子どものことは、学校教育にも関わってきますからね。何か今のご質問とかご要望に対していただけましたら。

子ども未来課長：

児童福祉法では0歳から18歳までという年齢が対象になっているので、今後も幅広い世代を対象に子育て支援を行ってほしいという趣旨だと思って聞いていました。

本年度建設して来年の春に開設予定の児童館は子育て支援センターを併設しておりまして、そのほかにも、ファミリー・サポート・センターとか、子育て世代包括支援センターというような3つの機能を併せ持つ施設となる計画です。2階のほうは既にご承知のとおり、多目的ホールという形で自由な使い方ができる施設にもなっております。

小学生とか小さな子どもたちがメインになってくるかとは思いますが、いろんな世代の子どもさんたちが集まってきて、それに対して親御さんたちをうまくつなげて、いろんな交流ができるような、また、いろんな使い方ができるような施設になるといいなと思っております。

恒川会長：

ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。これもそろそろ私の時計を見る目の色が変わってきているのがお分かりいただけたと思いますけれども、では、もうお一方ぐらいい限ってご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで基本目標3の【健康福祉】についての基本計画（案）の質疑を終わりたいと思います。

ご担当の皆様、ありがとうございました。

・基本目標4【教育文化】

恒川会長：

それでは、本日予定しております最後ですが、基本目標4「郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり」【教育文化】に移りたいと思います。

それでは、職員の方の入れ替わりがございますけれども、事務局からご説明をお願いしましょうか。

杉浦企画戦略課長：

それでは、後期基本計画（案）の基本目標4【教育文化】について説明をさせていただきます。

基本目標4の【教育文化】では、10か年の基本構想において目指す将来像を「郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり」、そして、「世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます」としております。

それでは、資料2になりますけれども、「施策体系の見直し（案）」の基本目標4【教育文化】をご覧ください。

資料2の基本目標4につきましては、【教育文化】の6つの政策の中に、前期基本計画におきましては、14の施策と41の具体的な取組を定めておりましたところ、後期基本計画につきましては、施策は同じく14ですけれども、具体的な取組として1つ増やしまして42の具体的な取組とさせていただきます。

主な施策における変更点でございますけれども、まず1つ目として、政策2（義務教育）の中の施策3「教育環境の整備」では、前期基本計画でいきますと「（3）学校給食センターの建替え」といったものが前期における取組として入っておりましたところ、後期基本計画につきましては、建替えが終了したことから、この（3）を「学校給食センターの活用」といった形に取組を変更させていただきました。

それから、同じく「教育環境の整備」のところになりますけれども、後期基本計画におきまして、（5）ということで「ICT教育のための学習環境の整備」。こちらにつきましては、学習意欲、論理的思考力を高め、国際競争力のある人材を育てるためのICT教育を推進するため、GIGAスクール構想に基づく教育環境の整備と利活用促進に向けた取組で、新たに具体的な取組内容として（5）に記載してございます。

それから、その他の主な変更点でいきますと、一番下の政策6（スポーツ・レクリエーション）のところになります。1の「『市民ひとり1スポーツ』の推進」の中、前期でいきますと（3）「国際大会等の誘致・開催」を、後期基本計画におきましては、同じく（3）になりますけれども、「国際大会、スポーツ合宿等の誘致・開催」ということで、「スポーツ合宿」を追加させていただいております。こちらにつきましても、東京2020オリンピック・パラリンピックのスペイン空手のホストタウンとなった経験から、今後は、本市においてのスポーツ合宿の誘致に向けた取組を新たに追加させていただいたところでございます。

それでは、もう少し具体的な詳細につきましては、資料3のほうで説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

まず、52ページになります。政策2（義務教育）の中の施策1「学校教育の充実」の中の「(2) 確かな学力が育つ授業の充実」、こちらの取組内容について一部修正をさせていただきます。

平成29年3月に小学校及び中学校の新学習指導要領が改正されましたけれども、この要領の中では、情報活用能力につきましては、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられまして、各学校においてICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習環境の充実に配慮することがこの指導要領でも新たに明記されたところでございます。

そうした中で、本市につきましても、今後、令和の時代の学びのスタンダードとなります文科省が推奨するGIGAスクール構想を推進しまして、これまでに組み込んでまいりました協働的な学びと併せて、今後1人1台端末、それから通信ネットワーク整備によって期待できる個別最適化した学び、この実現も一緒に図っていくといったものを追加してございます。

なお、成果指標につきましては、1枚おめくりいただいて54ページになりますけれども、こちらに記載したとおり、児童・生徒がICTを活用するための支援ができる小・中学校教員の割合を増やしますといったものを成果指標として追加してございます。

次に、同じくこの54ページになりますけれども、政策2（義務教育）の施策3「教育環境の整備」の中に、新たに(5)ということで「ICT教育のための学習環境の整備」を追加させていただいております。こちらは、GIGAスクール構想を実現するためには、1人1台端末、これはなくてはならないものであります。また同時に、校内には高速の通信ネットワークも整備されることが前提でございます。本市につきましては、今後、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、また資質、能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するために、ICT教育のための学習環境の整備を推進してまいりますということを記載してございます。

次は62ページになります。こちらは、政策5（文化・芸術）になります。施策3「文化財の保護・活用」の「(4) 歴史・文化の活用」の部分、こちらの取組内容について一部修正をいたしました。後期基本計画におきましては、郷土の歴史・文化を保存・管理するとともに、展示を通じて郷土愛の醸成、それから市内外へ魅力を発信するといったことを図ってまいることが明記してございます。また、市史編さん等によりまして、後世に歴史や文化を継承していくといったことも新たに追加をさせていただきました。

なお、「主要な事業」につきましては、次の63ページになりますけれども、こちらのほうに「(仮称) 郷土史博物館検討事業」、それからその下に「市史編さん事業」を掲載しまして、博物館の設置に向けた検討、それから富士宮市史の刊行といったものを今後、後期に向け実施していく予定でございます。

それから、次は64ページになります。政策6（スポーツ・レクリエーション）の施

策1になりますけれども、「『市民ひとり1スポーツ』の推進」の「(1)生涯スポーツの充実」、また、次のページにもまたがりまして、(3)国際大会、スポーツ合宿等の誘致・開催」の部分について、取組内容を一部修正してございます。こちらにつきましては、東京2020のオリンピック・パラリンピックが今年度、自国開催されることを契機に、オリンピックによって生じる次世代へ残すべき遺産、いわゆるオリンピックレガシーと言いますけれども、それを意識して、この後期の4年間ではスポーツ人口の増加、それからスポーツ合宿等の受入れなどによりまして、今後の本市のスポーツ振興につなげていきたいという思いをこちらのほうに追加をさせていただいてございます。

最後になりますけれども、その下の施策2「施設の整備・活用」の「(2)施設の有効活用」について、取組内容を一部修正してございます。こちらにつきましては、体育施設の整備については、誰もが安全・安心にスポーツに親しむことができる環境整備を推進していくため、令和2年度にストック適正化計画を富士宮市では作成してございます。今後につきましては、限られた財源の中ではございますけれども、効率的な施設整備を推進するとともに、スポーツ合宿、それからスポーツイベントといったものを積極的に受け入れまして、体育施設の有効活用を図ってまいりますといったことを、後期において新たに明記をさせていただいております。

なお、「主要な事業」につきましては、隣の66ページになりますけれども、体育施設整備事業の中で、ストック適正化計画に基づく計画的な体育施設の整備といったものを取組内容として実施をしております。

基本目標4の【教育文化】につきましては、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

恒川会長：

ありがとうございました。

では、今ご説明いただきました基本目標4の【教育文化】の後期基本計画(案)についての質疑をお願いしたいと思います。どこからでも結構です。いかがでしょうか。

藁科委員：

53ページの施策3「教育環境の整備」の中の「(3)学校給食センターの活用」と「(4)学校給食の充実」のところですが、私、学校給食センターの委員をやらせていただいております、その委員会の中でも話題に上ったりしているのですが、このセンターは、富士宮の子どもたちが、自分たちが食べる学校給食がこういった形でつくられているのかということを見学できたり、こだわりの市内の地場産品を使った給食であるということを教習できるような場にもなるようにということで作られたという経緯があるそうなのですが、現実、実際オープンした後、学校給食センターを市内の小・中学校から社会科見学で来ているかということ、なかなかその実施数が伸び悩んでい

るという話、これは委員会としては去年は全然やられていなくて、その前の年のお話なのですが、そういうような情報をいただきました。

なぜかという、学校給食センターとしてはPRをしているけれども、実際見学に来てもらえるかどうかは各校長先生に委ねられるし、各校が自分たちの授業の中で、社会見学とか地域学習とかを計画するときに、そこに予算を使ってルートに入れるかどうかは学校に委ねられている部分もあって、なかなか見学校の数値が伸び悩んでいるという現実があると。要は、ここの取組と学校の子どもたちとをつなげる間が、まだ足りないというのがありました。

学校給食の充実というところでは、富士宮市の学校給食はすごくいい材料を使って、本当にこだわり抜いた日本中に自慢できるような学校給食を提供しているということ、私は委員をしているので知っているのですが、そういうこだわりの食材を使っていることとかを、もっともっと市外、県外にアピールする材料になり得るすばらしいセンターなので、そういったところが今期の計画にどうして書いていないのか、どうしてPRできていないのか、というところをうまくカバーできるような計画案にしていきたいなと思いました。

恒川会長：

いかがでしょうか。今のは活用案の具体化の話ですね。センターができて、もう何年かたっているんですね。今回初めて計画案に盛り込まれたということなので、今後はもちろん取り組んでいかれるでしょうけれども、そこを潤滑にといいますか、積極的に進めていただきたいというご要望だったと思いますが、これのご担当の方はおられますか。

学校給食センター所長：

学校給食センターの所長です。よろしくお願いします。

ご意見ありがとうございます。施策3の「(3)学校給食センターの活用」、「学びの場」を創造しますというところの中で、それらの意見などを取り入れて今後はやっていこうと思っています。実際に現在、給食所員と学校長会を通して依頼を上げておりまして、給食所員さんたちも結構興味を示していただいています。今後、学校のほうにも取り入れていくような計画をと思っておりますので、「学びの場」においては今後もここでやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

恒川会長：

ありがとうございました。では、続けてどうぞ。

藁科委員：

ありがとうございます。

続きまして、59ページの「図書館活動の推進」の部分です。図書館サービス提供拠点の拡充ですとか、「みんなで目指す目標値」の図書の貸出冊数を増やしますといったところとも関連してくるのですが、学校内の図書館の本ではなかなか授業の調べ学習をカバーしきれない現実がありまして、私、小学校で図書館のボランティア活動をさせていただいておりますので、それを痛感するのですが、その間をつなぐ取組として、もう既に学校の先生方に図書館の貸出カードをつくってもらって、クラス単位で団体貸出しをするというようなサービスがあるのですが、現状、先生方も働き方改革が叫ばれるほど非常に忙しい毎日の中で、週末の休みの日を当て込んで、図書館に行って本を選ぶ時間を割くというところまでは、なかなかハードルが高いかなというのはとてもよく感じられるのです。

今後、可能であれば、例えば先生方が、授業でこういう本が欲しい、子どもたちにこの授業に関連するこういうことが載っている本がもしあれば団体利用したいなど思っただとして、それを学校でファクスでも書いて図書館に送れば、図書館のほうで探していただいて、例えばひばり号とかを利用して、直接学校にその本が届く、先生が図書館に行かなくても学習の役に立つような書籍を、学校から団体貸出しの手続をした状態で学校に届くみたいなことができれば、学校図書館の補完とか、図書の貸出冊数の増加とか、そういったところもカバーできて、子どもたちの学びも深まって理想的ではないかなと思うのですが、そういった施策というのは可能でしょうか。

恒川会長：

これは教育委員会ですか。お願いします。

中央図書館長：

中央図書館長です。ご意見ありがとうございます。

今お話しいただいた学校の先生の授業のサポートというか、図書館としてできることは、1つはお話しいただいたように団体貸出しというのがございまして、各学校で必要な資料をこちらで探してご用意するということです。学校司書さんもいらっしゃいますし、直接学校の先生がこちらに見えて利用していただくこともございます。そういう中で、いろいろな方法があろうかと思っておりますので、今お話しいただいたファクスのことについても1つの方法ではないかと思っております。

いずれにしても、図書館のほうでそういった学校への支援というのは可能で、やっておりますので、何かありましたら学校のほうからも積極的にご利用いただければと思っております。

恒川会長：

もうちょっと蔵書の充実をという話もあるのですか。

薬科委員：

校内の図書館の蔵書の充実というのは、限られた予算の中で毎年図ってはいるけれども、学習指導要領も変わっていく中で、常に子どもたちの学びの資料が各校内にあるかという、足りないですね。そこを補完するのが市立図書館ではないかと期待していきまして、その中で、結局、学校の先生によって頻りに団体利用をしてくださって本を教室に運び込んでくださる先生もいれば、なかなかそこはちょっとというようなことで、活用にむらがありますので、少しでも活用しやすい方向に進化させていっていただければと思います。

恒川会長：

ありがとうございます。そうすると、先ほどお答えいただいたような運用の工夫をさらに続けていただくということだろうと思いますね。では、そういう方向でまた改善をお考えいただくことになろうかと思います。

ほかはどうですか。お願いします。

石川委員：

石川といいます。もう時間もあまりないので簡単にお願いします。

1点目は、私は生涯学習委員という立場から、教育文化の管理体制で、子どもから成人から高齢者まで同じ参加ができるスポーツ・文化・芸術、ぜひどこかにそのことを取り入れてもらおうと非常にいいなと思います。

それからもう1点、昨年度の学校行事、授業参観に一度も行っていなかったんですけども、今年度久しぶりに授業参観に小学校、中学校に行きました。ICTの環境が入っていた、ほとんどの生徒は端末を使っていたんですけども、家庭によってはまだパソコンがないところもありますから、できたら、児童生徒がぜひ取り残されないように、先生は大変でしょうけれども、そんなことも感じましたものですから、ぜひそこについてはさらに検討してほしいと思います。

恒川会長：

ありがとうございました。

これについて、何かお答えいただくようなことはありますでしょうか。

学校教育課長：

ご意見ありがとうございます。学校教育課長の望月と申します。

1人1台端末ということで、子どもたちにパソコンが支給されました。家にパソコンがなくても、子どもたちが家庭学習でICTを活用することを今進めているところです。学校によってその回数は決まってはいませんけれども、基本は持ち帰りをしましょうというところで、学校でもパソコン、タブレットを使いますし、家に持って帰っても

家庭学習で使えるように、取り残すことがないようにということで学校のほうで対応してまいりたいと思いますので、そちらのほうも含めてICTの環境を整備してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

恒川会長：

ありがとうございました。よろしいですか。

では森岡委員さん、手を挙げられていましたね。どうぞ、座ったままで結構です。

森岡委員：

今の件でちょっと追加を。家庭環境の中でそういう設備もないというところもあるかと思しますので、ぜひその子たちへの支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、52ページですけれども、「一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた特別支援教育の充実を図ります」ということの内容を知りたいなということ。

それから、たまたまボーダーラインにいて、普通学校でも行けるんだけれども、もしかしたら支援が要るかもしれないから、特別支援のほうに行ったほうがいいんじゃないかというふうに言われて悩んでいるお母さんがいらして、その子にとって、一人そういう先生がつけられるのであれば普通学級の中でやっていける状況という、ボーダーラインといいますか、そういう子たち。また、車椅子なんだけれども普通学級に行きたい。そういういろんな障がいを持っている人たちへの多様な対応は、この中に含まれているのでしょうかということをお聞きしたいのですが。

恒川会長：

いかがでしょうか。

学校教育課長：

学校教育課長の望月です。ご意見ありがとうございます。

富士宮市は特に学校教育の中で、先ほどもありましたけれども、一人残らず、取り残すことなくということで、特別支援教育については充実を図っているところです。各学校の中でも特別支援教育の会合を定期的を開いておまして、その中で、その子にとってどこで学習するのが一番いいのかということで、特別支援教育の視点、あるいは就学支援をしてということで、学校の中で検討しているところです。

また、特別支援学級には特別支援教育支援員がおりますので、特別支援学級の子どもたちについては、教員だけではなくて、そういった支援員のサポートもしているところです。

また、通常学級における特別支援の子たちに対しても、取り残すことなくということで、そちらのほうにも支援ができるように支援員を配置したり、あるいは市で特別支援教育相談員というのがおまして、特別支援学級あるいは通常学級との橋渡しをする

立場になっております。そういった、どこでこの子が学習するのが一番いいのかということについては、特別支援教育相談員のほうにご相談いただければ、またそれを学校であつたり市の関係機関であつたりと相談しながら、就学の支援をしてみたいと思います。

ご意見いただいたように、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた特別支援の教育の充実を図るところに、今おっしゃっていただいたところも当然含めて、特別支援教育の充実を図ってみたいと思いますので、その子にとって一番どこが学習しやすい環境なのかということを検討して、充実を図ってみたいと思います。

恒川会長：

ありがとうございました。

森岡委員さん、今のお答えで大体よろしいですか。

森岡委員：

では、その子が通常の学校のほうに、どうしてもそこでやっていきたいという場合は、そういうような支援もちゃんと可能であるということですよ。

学校教育課長：

保護者の方とも当然相談しながら、合理的配慮ということも今言われておりますので、その子にとって通常学級で学習したいという要望があるのであれば、その中でどういったことが学校として支援ができるのかということをご丁寧に聞き取りながら、できることを対応してみたいと思います。

森岡委員：

その方が、そういう支援が必要になるとできないと言われたというような感じで相談を受けたものですから、ちょっと確認で質問させていただきました。

恒川会長：

ありがとうございました。いろいろ全ての場合にスムーズに合意が得られるかどうかは大変難しい問題だと思っておりますけれども、そこにセッティングできるように事前の段階から具体的な話し合いをしていただいた上で、人員、設備等も勘案しながら決めていくということになるだろうと思っております。

ほかにございますでしょうか。では、お願いします。

藁科委員：

65ページになりますが、基本目標4、政策6のスポーツ関連、生涯スポーツのどこ

ろです。65ページの一番上の「指導者・団体の育成」というところと、あとはその下のほうの目標値のところ、成果指標で「スポーツリーダーを増やします」というふうに目標を掲げられております。

私は子どもが中学校に通っているのですが、子どもの中学校でもクラブ活動を継続させることが今大変難しいという現場の声が届いておりまして、先生方の業務量の増加の中で、経験したこともないクラブの指導を顧問としてしなければならなかったり、その先生も数が足りないので部を兼任していたり、管理者の方までサポートに回っていたりというところで、クラブ活動を通じた適切な指導がなかなかできない状況に公立中学校はあたりするものですから、こういった形でスポーツリーダーを増やしていくという施策を、地域の子どものためのスポーツ競技、クラブ活動などのほうにもうまく人材が活用できるような、そういったところまでぜひ考えていただけたらなと思います。

あと、同じページの施策2のところの「(2) 施設の有効活用」で「小・中学校の体育施設を開放し、活用を図ります」と載せられておりますが、これもやはり、開放して貸出しをするとして、その管理ですね。鍵を開ける、また施錠した後もチェックするというところをどなたに任せるか。もしかしたら学校の先生なのかなと思ったりするのですが、現状で既に先生方は仕事が大変多い中、解決していかねばいけないところで、そこでまた先生に負担が増えていくのかなというのがとても心配なので、そういったところを図る中で、では誰に担い手をお願いするかというところを、ぜひしっかり考えていただきたいなと思います。お願いします。

恒川会長：

ありがとうございました。現状いろいろ大変なところがある中で、さらにこういうふうに進展させていこうという計画ですので、十分実現可能性というか、過剰な負担を課さないような形を含めて検討していただきたいというご要望であるかと思っております。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、以上をもちまして、この基本目標4についての質疑を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました後期基本計画（案）の4つの政策目標については質疑を終わりますけれども、質疑漏れ、あるいはもう少しこういうことについて具体的に伺いたいというようなご質問、あるいはご意見がございましたら、お配りしてあります質疑用紙にご記入いただきまして、事務局への提出をお願いいたします。その後、事務局からのご回答があらうかと思っておりますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定の後期基本計画（案）審議についての質疑等を終了いたします。

委員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご要望等につきましては、答申案にできる限り盛り込み反映させるという形で進めていきたいと考えております。

それでは、以上で第2回富士宮市総合計画審議会の審議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

では、この後の進行は、事務局にお願いいたします。

3 その他

篠原企画部長：

皆さん、本当にありがとうございました。

それでは、次第の「3 その他」というところで、事務局より2点連絡をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：

1点目については、繰り返しになりますが、本日、基本目標の(1)から(4)までご審議いただきましたが、質疑がある場合は、本日、机の上に置かせていただきました質疑用紙にご記入の上、今週の金曜日、7月9日をめぐりに事務局のほうにご提出いただければと思います。返信用の封筒も机の上に置かせていただいております。郵送以外にファクスまたはeメールでの送付も可能でございますので、よろしくお願いいたします。

質疑につきましては、事務局で取りまとめて、後日開催される審議会にて、当局から回答させていただきます。

2点目といたしまして、「次回以降の審議会の日程及び審議内容」について、ご説明いたします。

本日、机の上に置かせていただきました次回の次第を、一番下になりますけれども置かせていただいております。次回の審議会では、後期基本計画案、基本目標の5の【都市整備】から基本目標7の【市民参加・行財政】について、ご審議いただきたいと思っております。

なお、次回、第3回の審議会につきましても、こちらの会場、710会議室で、7月の12日(月)午後1時15分から開催いたします。

なお、本日もご審議いただきました基本目標につきましては、8月4日(水)の午前9時30分から開催します第4回の審議会においても、後期基本計画における重点取組、土地利用計画と併せまして、今回と次回の審議会にてご審議いただいた意見や質疑を反映したものを含めて、後期基本計画の修正案についてご審議いただく予定でおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

恒川会長：

ありがとうございました。

ということですので、この質疑用紙等については、ある程度たくさん書いていただくと、4回目の審議会ですべてを反映された案が出されてきて、さらなる審議が進むと思います。どうぞ皆様、お忙しい中ですが、よろしくお願いいたします。

篠原企画部長：

以上で次第「3 その他」を終了いたします。

4 閉会

篠原企画部長：

それでは、本日の予定は全て終了いたしました。以上で、第2回富士宮市総合計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

終了